

松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型訪問サービス事業実施要綱

平成 30 年 4 月 1 日

告示第 128 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日

告示第 190 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者等が地域において自分らしく自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、松阪市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成 28 年松阪市告示第 296 号。以下「市要綱」という。）第 4 条第 1 号アに規定する訪問による住民主体のサービスの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この要綱に定める住民主体による訪問サービス事業（以下「訪問型サービス」という。）の種別は A 2 及び B 2 とし、次に掲げることを目的とする。

- (1) 高齢者自身の力を活かした自立支援を行うことで、地域の要支援者等が要介護状態等となることの予防
- (2) 要介護状態等の軽減又は悪化の防止により、地域の要支援者等が住み慣れた地域で自身の希望する暮らしを継続できるための支援
- (3) 住民等の担い手による生活支援等の活動を通じた地域の支え合い体制づくりの推進
(事業の内容)

第 3 条 訪問型サービス A 2 及び B 2 にあたっては、松阪市地域包括支援センターの担当職員等が作成した介護予防サービス支援計画に基づき、次に掲げる事業の内容を実施することができる。

- (1) 当該利用者宅の掃除、買物、調理、洗濯、ゴミ出し、安否確認その他「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成 12 年 3 月 17 日 老計第 10 号）に定める生活支援に位置づけられるもの
- (2) 別表第 1 に定めるもの

(事業の対象者)

第 4 条 訪問型サービスの対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市要綱第 4 条第 1 号アの対象者は、松阪市に住所を有する第 1 号被保険者で要支援認定者及び基本チェックリストの結果が基準に該当するサービス事業対象者とする。
- (2) その他、地域の状況により市長が認めた者。

(事業の実施者)

第 5 条 訪問型サービス事業 A 2 及び B 2 の実施者（以下「事業実施者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 訪問型サービス A 2 は、ホームヘルプサービス（訪問介護）事業等を運営する社会

福祉法人等で、サービス提供にあたっての個人の資格として訪問介護員又は旧ホームヘルパー 3 級の資格を有する者若しくは松阪市が実施する生活支援サービス担い手養成研修を受講した者を、訪問サービスの担い手として登録受入する事業所とする。

- (2) 訪問型サービス B 2 は、自治会及び老人会等の地区の組織団体や松阪市介護いきいきサポーター等の住民有志によるボランティア数名の活動グループとし、サービス提供にあたっての個人の資格として訪問介護員又は旧ホームヘルパー 3 級の資格を有する者若しくは松阪市が実施する生活支援サービス担い手養成研修を受講した者とする。

(事業実施の手続き)

第6条 訪問型サービスを実施しようとする者は、事業開始30日前までに次の書類を市に提出しなければならない。

- (1) 訪問型サービス事業実施届出書 (様式第1号)
- (2) 訪問型サービス事業担い手登録者名簿 (様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(運営の委託)

第7条 市長は、前条の届出が提出された者に対して、審査を行い、適当と認めた者と松阪市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス委託契約を締結することとし、当該契約に基づき委託料を支払うものとする。この場合における委託料の詳細は、別表第 1 に定める事業の単価から利用料を減じた額とする。

(利用時間の確認)

第8条 事業実施者は、活動内容についてこの要綱とは別に定める活動記録簿(様式A2-1)にサービス提供をした時間、内容等を記録し、利用者又は利用者が指名する者の確認を受けるものとする。

- 2 事業実施者は、前項の活動記録簿、訪問型サービス活動報告簿(様式A2-2)及び訪問型サービス事業実施記録表(様式A2-3)を1月単位で整理し、サービス提供した月の翌月の末日までに市長に送付するものとする。

(実費及び利用料)

第9条 事業実施者は、訪問型サービス A 2 及び B 2 の実施に当たり、実費及び利用料は利用者から徴収するものとする。この場合において、サービス提供の開始に際しては、事前に利用者又は利用者が指名する者に対して当該サービスの内容及び費用に関し説明をした上で、当該サービスを提供し、実費及び利用料の徴収を行うものとする。

- 2 利用者は訪問型サービスの提供を受けた場合、市要綱別表第 1 の規定に基づく利用料を支払うものとする。

- 3 前項に規定する利用料のほか、訪問型サービスの提供の際の実費は利用者の負担とするものとする。

(サービス料の上限)

第10条 訪問型サービスA2及びB2の1月の訪問型サービス利用の上限時間は、別表第1のとおりとする。ただし、この場合の訪問型サービス利用は、訪問型サービス（A2）の指定事業者の場合に国が定める上限単価に留意し、別の訪問型サービス利用の際の事業の単価との合算により、その上限を超えないよう介護予防ケアマネジメントにおいて調整するものとする。

（事業実施における留意点）

第11条 事業実施者は、訪問型サービスA2及びB2の事業を実施する際は、次の各号に掲げる内容を遵守しなければならない。

- (1) 事業実施者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じるものとする。
- (2) 事業実施者は、利用者の自立支援にむけ、担当の介護支援専門員等利用者を取り巻く関係者等との連携に協力する。
- (3) 事業実施者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 事業実施者は、利用者に対する訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 従事者は、親族又は同居人に訪問型サービスの提供をしてはならない。

（事業の廃止及び休止）

第12条 事業実施者は、当該事業を廃止又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、訪問型サービス事業廃止・休止届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（苦情対応及び事故発生時の対応）

第13条 事業実施者は、利用者等の苦情に対し、迅速かつ丁寧な対応を心がけるものとする。

- 2 事業実施者は、事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条、第7条、第10条関係）

サービス種別	市要綱第4条第1号ア 訪問型サービス A2 (事業所等委託による 生活支援サービス)	市要綱第4条第1号ア 訪問型サービス B2 (住民団体への委託による 住民支援サービス)
サービス対象	要支援者及びサービス事業対象者 *ただし、受託事業者・団体等が市との契約の範囲外で利用者を受け入れることができる	
1か月のサービス 利用上限時間	週1回、1時間未満 月4時間まで	実施する住民団体と利用者の合意で決定 *1回につき1時間以下、最大2時間
ケアマネジメント	ケアマネジメントBを必要とする。	ケアマネジメントCを必要とする。
単 価	30分以内 1,520円 30分超～1時間未満 2,320円	1時間当たり 900円
利用料	30分以内 152円 30分超～1時間未満 232円	1時間当たり 200円
サービス内容	*介護保険によるサービスであり、 親族や同居人へのサービスは不可	*実施団体により、提供サービスは異なる
	調理（配膳・下膳・後片付け含む）、掃除（居室・浴室・トイレ等）、ゴミ出し、ゴミの分別、寝具（シーツ交換、布団干し）、洗濯（干す・取り入れ・収納）、買い物の同行（徒歩に限る）、買い物の代行（自立支援にむけた本人の希望の生活支援〈調理等〉に伴う買い物）	
	屋内の整理整頓、衣替え、冷暖房器具の入替（石油ファンヒーター等の燃料補給）、大掃除（窓ふき、床ふき等）、軽微な修繕（ボタン付けなどの裁縫、電球交換等）、草引き、安否確認（声かけ・話し相手）	
	服薬の声かけ	
	粗大ごみ廃棄（本人同行に限る） 植木の枝払い(生活導線に係る範囲)	粗大ごみの廃棄（本人同行に限る） 植木の枝払い（生活導線に係る範囲）

訪問型サービス事業実施届出書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

所在地
申請者 名称

訪問型サービス事業の実施について、下記のとおり申請します。

記

事業類型		住民主体型 (A2 ・ B2) 訪問サービス			
申請者	フリガナ 名称				
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) 県 郡市			
		(ビルの名称等)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
	法人の種別				
	代表者の職 氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日
代表者の住所	(郵便番号 -) 県 郡市				
	(ビルの名称等)				
事業所等の所在地	(郵便番号 -) 県 郡市				
	(ビルの名称等)				
当該申請に係る事業の開始の予定年月日			サービスの提供地域		
20 年(年) 月 日					

訪問型サービス事業 担い手登録者名簿

実施団体・事業所名()

フリガナ 氏 名	生年月日	住 所	研修修了証番号 研修受講日(会場)
			No
			年 月 日()
			No
			年 月 日()
			No
			年 月 日()
			No
			年 月 日()
			No
			年 月 日()
			No
			年 月 日()

※ 記入欄が不足する場合は、追加してください。

年 月 日

(宛先)松阪市長

所在地

名称

代表者名

電話番号

訪問型サービス事業廃止・休止届出書

訪問型サービス事業を廃止・休止したいので、下記のとおり届出します。

記

名称	
代表者氏名	
代表者住所	〒 ー 市 町
事業所・事務所の所在地	〒 ー 松阪市 町
廃止・休止の月日	
廃止・休止の理由	